

大船渡駅周辺地区

第8号

まちづくりニュース

■ 土地区画整理審議会が開催されました

第10回土地区画整理審議会

5月22日(木) 午後2時~/UR都市機構 大船渡復興支援事務所

【説明事項】

仮換地案に対する意見書提出者への説明状況について

⇒意見書提出者への個別説明(5月12日より実施)の状況について報告しました。

【審議事項】

- ① 仮換地指定(第1回)について
- ② 使用収益停止について

⇒原案どおり異議がない旨の答申をいただきました。

① 仮換地指定とは・・・

仮換地指定とは、区画整理をする前の土地(従前地)に替えて、新たに使用することができる土地(仮換地)を指定する行政処分のことを言い、土地区画整理法第98条に規定されています。今回仮換地指定した土地は、津波復興拠点整備事業の用地として、全て市が買い取ります。

② 使用収益停止とは・・・

使用収益停止とは、区画整理後に使用できる土地(換地)を定めない土地について、指定した日から使用を停止させることを言い、土地区画整理法第100条に規定されています。本地区では、従前地が私道であった土地を対象としています。

仮換地指定箇所図



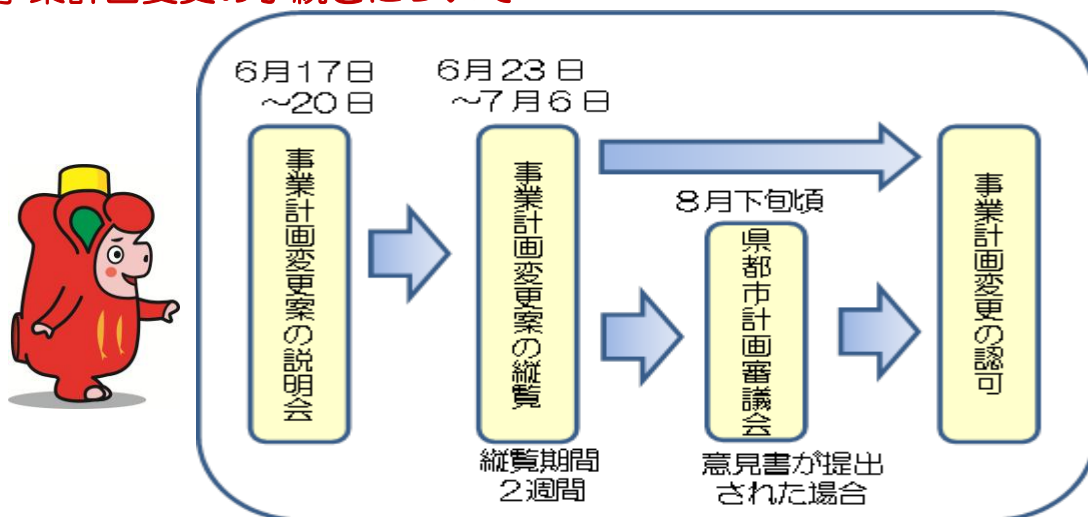
■ 事業計画変更の概要について

平成25年8月に認可を受けた土地区画整理事業の事業計画について、現在変更手続きを行っています。主な変更事項は、津波防災拠点施設や災害公営住宅などに利用する街区の大型化、関係機関との協議・調整による公共施設（河川、国道、水路等）の変更などです。

市街化予想図（変更後）



● 事業計画変更の手続きについて



● 意見書の提出について

事業計画変更案にご意見のある方（市内に住所のある方及び利害関係者）は、「岩手県知事」宛てに書面にて意見書を提出することができます。住所、氏名（押印）、電話番号、事業計画案の名称、意見、作成日を書いて（様式は任意）、持参または郵送してください。なお、意見に対する個別の回答はしません。

【事業計画変更案の名称】 大船渡駅周辺地区土地区画整理事業 事業計画の変更案

【意見書の提出期間】 平成26年6月23日（月）～7月20日（日）

※郵送の場合は、7月20日（日）の消印有効

※Eメール、FAXによる意見書の提出はできません。

【意見書の提出先】 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 岩手県県土整備部都市計画課

ご意見、ご質問は…

大船渡市災害復興局土地利用課
 〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
 TEL0192-27-3111(代表) 内線 339、347